

岡山県の保健所組織、統合後の機能と役割について

岡山県真庭保健所長（振興局次長）

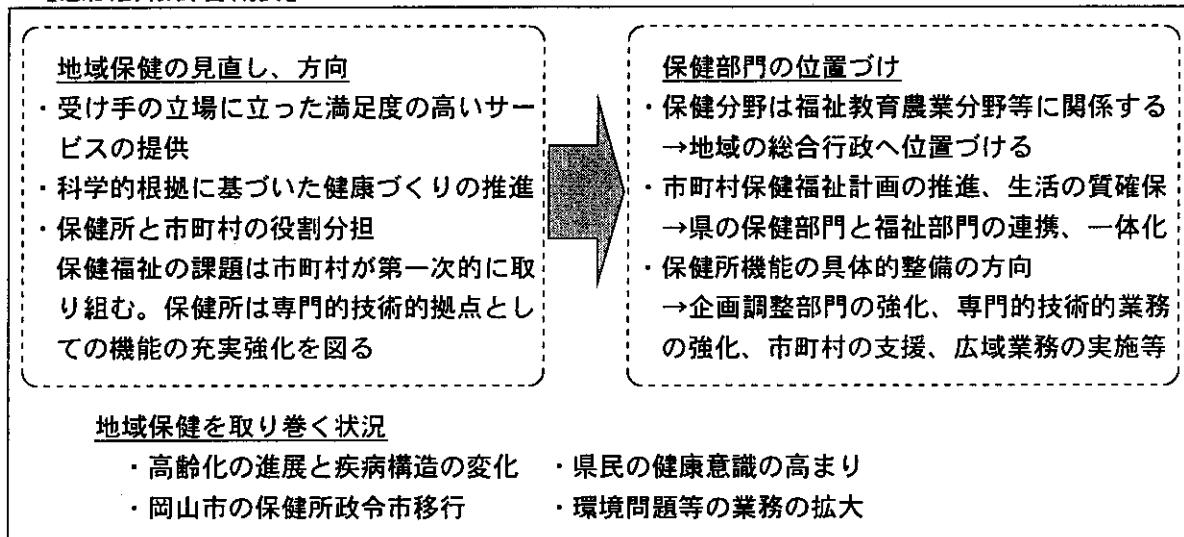
發坂 耕治

1 保健部門と福祉部門の統合の経緯

平成5年度に学識経験者、関係団体や市町村等の委員35人からなる岡山県地域保健懇談会を設置し、地域保健及び保健所のあり方を検討した。

【懇談会報告書概要】

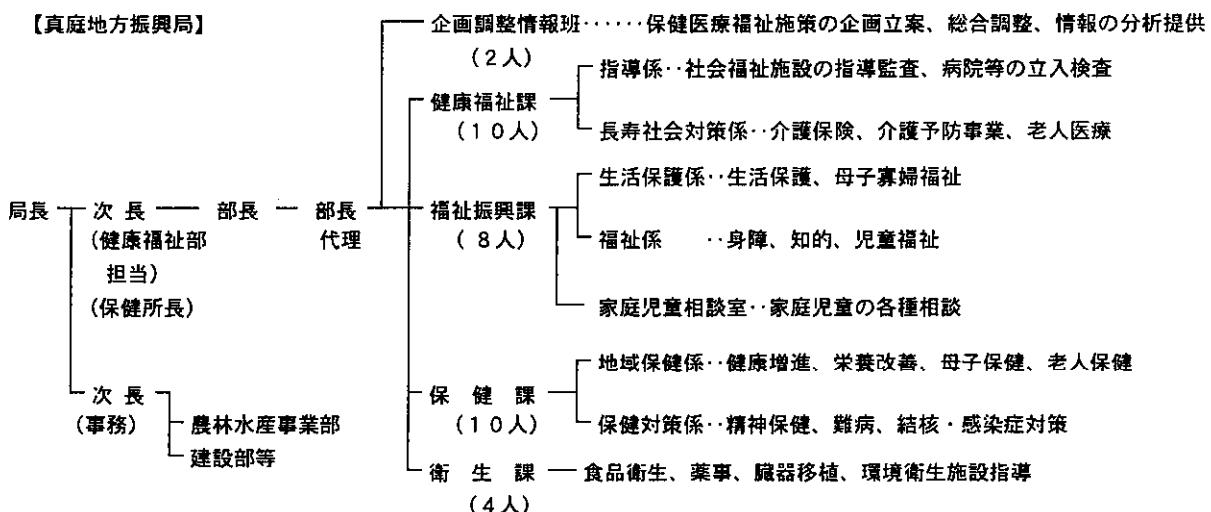
H5.12



2 岡山県における保健所組織、機能強化

- 平成6年度に保健部門（保健所）と福祉部門（振興局福祉部）を一体化
- 振興局に保健所を併置するとともに局に健康福祉部を設置
- 平成9年度に、部長代理を班長とする企画調整情報班を設置

【真庭地方振興局】



検査業務は県内2保健所に集約し、検査業務の専門化、高度化に対応。

福祉振興課をのぞく組織が保健所。保健所長は健康福祉部を担当する次長。

環境保全業務は振興局総務振興部県民環境課で実施。

- 保健師は保健課5人の他に企画調整情報班、長寿社会対策係に1人ずつ配置
- 企画調整情報班の保健師は、保健福祉情報の活用、調査研究の企画、計画推進等を担当
- 長寿社会対策係の保健師は介護予防事業の推進、施設監査、介護職員の研修等を担当

3 保健所長、健康福祉部長が所掌する事務

保健所長は、真庭保健所事務処理細則により保健医療衛生業務を決裁しており、所長が決裁する事案は健康福祉部長を経由している。健康福祉部長は真庭地方振興局事務処理細則により福祉業務を決裁しており、局長に上がる事案は保健所長（健康福祉部担当次長）を経由している。

保健所長（健康福祉部担当次長）			
・医療法	・精神保健福祉法	・母子保健法	・感染症法
健康福祉部長			
・社会福祉法	・生活保護法	・民生委員法	・老人福祉法
・介護保険法	・児童福祉法	・知的障害者福祉法	・身体障害者福祉法
・母子寡婦福祉法 等			

4 組織統合のメリット等

1) 保健福祉情報の共有化、一体的な分析、提供

町村長や保健福祉担当課長に保健福祉情報を一体的に提供。健康福祉部内でワーキングを開催し保健福祉情報を分析、CD等で提供。

2) 各種圏域計画の一体的な推進

町村の健康づくり計画と地域福祉計画の一体的な策定支援。介護保健福祉計画・高齢者保健福祉計画、障害者長期計画の推進。

3) 福祉事業への保健部門の関与、健康危機管理への対応強化

保健スタッフによる社会福祉施設への感染症等健康危機管理意識の導入や対策の助言。給食施設の栄養面や衛生面の助言。

4) 保健福祉の窓口の一本化、総合的な支援

障害者や難病患者など保健福祉の課題をあわせ持つ方にワンストップで相談に対応。児童虐待ハイリスク家庭等への保健師と福祉スタッフによる支援策の検討、同行訪問の実施。

5) 町村支援の総合的な推進

保健福祉担当課長が町村に出向いての連絡会議の開催。保健福祉関係者による児童虐待防止ネットワーク会議の開催。

6) 研修機能の充実、保健福祉の相互研修の強化

保健師による保健福祉関係者への介護予防研修等の企画、実施。民生委員への精神保健研修の実施。

7) その他

真庭郡地域保健推進委員会（29団体参加）による「元気が素敵、健康真庭」運動の推進。保健福祉大会等イベントの開催。

要介護者の原因疾患の分析など疫学的な分析手法により、従来の福祉の分野においても原因究明や予防対策の検討などの発想が導入されてきていることが大きな成果と考えている。

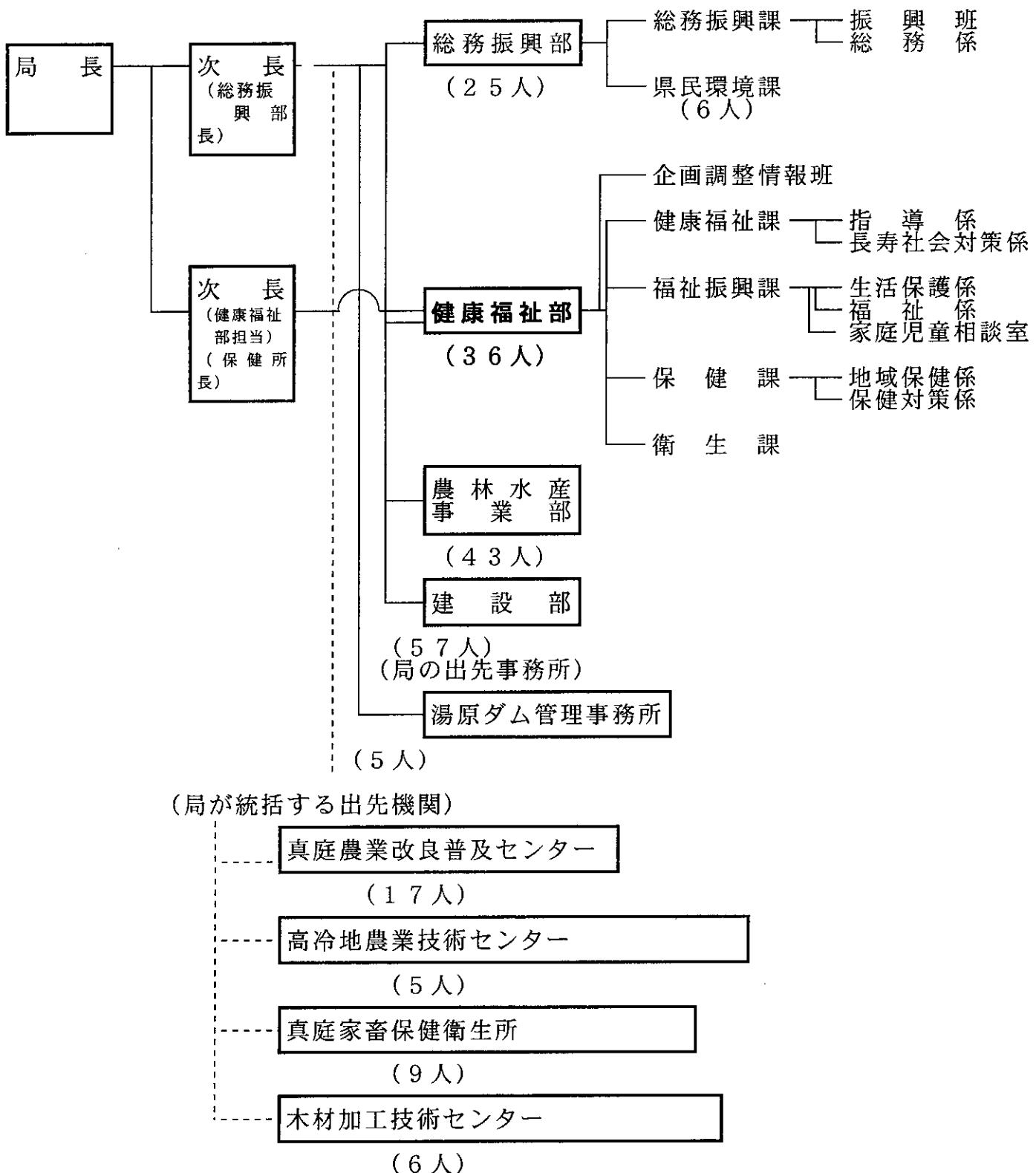
デメリットとしては、特になし。

5 保健所及び保健所長の使命

市町村合併後の県の体制が議論されている。保健所は、予防機関の使命として受動的、事後的対応ではなく積極的かつ能動的な対応が求められる。1つの事件の背景には30の事件になってもおかしくない事例と300のヒヤリとした事例があると言われている。日頃の保健福祉施設等への立入検査、改善面の助言、自主管理体制の推進などにより健康危機の未然防止に取り組んでいる。

また、健康危機の際に大切なことは、正確な情報収集とトップの判断能力、最悪の事態にも対処できる態勢の整備にあると考えている。健康危機の際は情報等を公衆衛生医である保健所長が評価し判断し解決への指揮を取り、最終的に責任がとれる体制が重要と考えている。

真庭地方振興局の組織及び職員配置状況 (平成15年度)



振 興 局	1 6 4 人
局 出 先 事 務 所	5 人
局 統 括 出 先 機 関	3 7 人
合 計	2 0 6 人

※平成15年5月1日 現在